

兵庫県森林組合連合会への貸付金について

① 県森連の民間金融機関からのオーバーナイト融資の把握時期について

- ・ 農林水産部としては、平成31年度当初予算編成時、県森連が平成30年度末からオーバーナイトを行うことを把握した。
- ・ 把握時点で庁内での情報共有はできておらず、将来負担比率の算定資料として財務部に報告したのは包括外部監査の指摘を受けた令和3年度決算以降。

② 把握して以降のオーバーナイト融資額の年ごとの推移

年度	借入日	返済日	融資機関	借入額	県貸付額
平成30年度	H31.3.29	H31.4.5	農林中央金庫	400百万円	400百万円
令和元年度	R2.3.30	R2.4.2	農林中央金庫	700百万円	700百万円
令和2年度	R3.3.30	R3.4.2	農林中央金庫	700百万円	800百万円
令和3年度	R4.3.30	R4.4.4	農林中央金庫	800百万円	850百万円

③ オーバーナイトを将来負担比率として捕捉することとなった理由

④ 県森連に係る将来負担額の算入率(30%)について

⇒ 別紙のとおり(財政課作成)

⑧ オーバーナイト融資を県森連が受けること = 県の将来負担が発生する旨についての斎藤知事へ協議、説明の有無

オーバーナイト融資に係る将来負担比率への算入について

1. 自治体財政健全化法の改正（平成29年4月1日施行）

将来負担額に以下に係る一般会計等の負担見込額を追加（平成28年度決算から適用）。

- ① 第三セクター等に対する短期貸付金
- ② 不動産の信託に係る負債

2. 改正理由

- 健全化法に基づく地方公共団体の財政健全化の取組は、一定の進展したものの、健全化法を運用する中で、必ずしも現行制度では捉え切れていない地方公共団体の財政リスクがあることから、財政状況を更に精緻に把握し、地方財政の健全化を一層推進。
 - 第三セクター等に対する反復・継続的な短期貸付けについては、第三セクター等の経営状況が悪化した場合、当該貸付金の返済がなされず、地方公共団体の負担となるおそれがあることから、将来負担比率に算入。
-

兵庫県森林組合連合会に係る将来負担額について

1 将来負担額（令和3年度決算）

（単位：千円）

特定短期貸付金 等の額 800,000	×	算入率 30%	=	特定短期貸付金等に係る 一般会計等負担見込額 240,000
---------------------------	---	------------	---	--------------------------------------

※ 10月の決算特別委員会時に提出した将来負担額210,000千円は誤りであり、正しくは240,000千円（将来負担比率に影響なし）

※ なお、令和4年度決算では、県森連が県短期貸付金を償還せずオーバーナイト（特定短期貸付金）融資を受けなかったことから、将来負担額への算入なし

2 算入率について

総務省告示に基づき、債務区分をB（地方公共団体要注意債務）区分として、算入率を30%としている。

当該算入率は、県森連の財務諸表における純資産や経常損益等の状況に応じて客観的に判定している。

兵庫県森林組合連合会に係る将来負担額について

1 将来負担額（令和3年度決算）

（単位：千円）

特定短期貸付金 等の額	×	算入率	=	特定短期貸付金等に係る 一般会計等負担見込額
700,000		30%		210,000

2 算入率について

総務省告示に基づき、債務区分をB（地方公共団体要注意債務）区分として、算入率を30%としている。

包括外部監査の結果報告(令和4年3月11日)の際、当該貸付金の返済において、オーバーナイト融資が行われていたことの経緯等は説明済。
